

平成31年第1回定例会（2月議会）

予算特別委員会福祉環境分科会提出資料

福祉環境委員会提出資料

—— 追加提案分 ——

平成31年2月26日

健 康 福 祉 部

目

次

◎ 予算関係（国補正予算等対応分）

- | | | | | |
|---|----------------|---------|-------|---|
| 1 | 介護福祉士修学資金等貸付事業 | （長寿社会課） | …………… | 1 |
| 2 | 障害児・者施設整備補助事業 | （障害福祉課） | …………… | 2 |

◎ 議案関係

- | | | | | |
|---|--|------------|-------|---|
| 1 | 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例案の概要 | （地域・家庭福祉課） | …………… | 3 |
|---|--|------------|-------|---|

事業概要

長寿社会課

事業名	内容		
介護福祉士修学資金等貸付事業 30,507千円 (国 30,507)	1 事業目的 深刻な人手不足が懸念される介護人材を確保するため、離職した介護職員の再就職の準備及び介護職を目指す学生等の修学に必要な資金に対する貸付事業に要する経費について助成する。 2 実施主体 (福) 秋田県社会福祉協議会 3 事業費 33,897千円 4 補助金額 30,507千円 【33,897千円×9/10(国負担分)】 5 貸付内容		
貸付区分	対象者等	貸付上限額	返還免除要件
再就職準備資金	離職した介護職員 (1年以上の経験を有する者) 講習会参加経費等	1回 20万円	2年間、県内において介護職員として従事
修学資金 (養成施設)	介護福祉士養成施設在学者 学費 入学準備金 就職準備金 国家試験受験対策費 生活費加算(生活保護基準)	月額 5万円 1回 20万円 1回 20万円 年額 4万円 月額 3.5万円程度	5年間(過疎地域については3年間)、県内において介護職員として従事
修学資金 (実務者研修)	介護職員等 介護職員実務者研修受講費	1回 20万円	2年間、県内において介護職員として従事
	6 その他 県負担分(1/10相当額)については、貸付状況に応じて、各年度において予算措置する。		

事業概要

障害福祉課

事業名	内容																																								
<p>障害児・者施設整備補助事業</p> <p style="text-align: center;">179,462千円</p> <p> Ⓢ 119,640 ⓪ 59,700 Ⓣ 122 </p>	<p>1 事業目的</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービスを提供する障害児・者施設の整備を促進することにより、障害児・者の福祉の向上を図る。</p> <p>2 事業内容</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">設置主体 事業所名</th> <th style="width: 10%;">設置 場所</th> <th style="width: 10%;">整備 区分</th> <th style="width: 20%;">種別・定員(人)</th> <th style="width: 20%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C) ショートステイ矢立育成園 (つくし森C)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大館市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 5</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">33,500</td> </tr> <tr> <td>短期入所 1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">(福)県北報公会 大野岱吉野学園</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">北秋田 市</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">大規模 修繕等</td> <td>福祉型障害児入所施設 10</td> <td rowspan="3" style="text-align: center;">54,662</td> </tr> <tr> <td>施設入所支援 20</td> </tr> <tr> <td>短期入所 4</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(特非)障がい者自立生活センター 「ほっと大仙」 グループホーム銀のさじ(仮称)</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大仙市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 7</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">33,500</td> </tr> <tr> <td>短期入所 2</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(福)水交会 かわみなと寮</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大仙市</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 10</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">33,500</td> </tr> <tr> <td>短期入所 1</td> </tr> <tr> <td>(福)偕行塾 グループホーム東(仮称)</td> <td style="text-align: center;">湯沢市</td> <td style="text-align: center;">創設</td> <td>共同生活援助 7</td> <td style="text-align: center;">24,300</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">5施設</td> <td style="text-align: center;">179,462</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 補助率</p> <p style="text-align: center;">国 1 / 2、県 1 / 4</p>	設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額	(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C) ショートステイ矢立育成園 (つくし森C)	大館市	創設	共同生活援助 5	33,500	短期入所 1	(福)県北報公会 大野岱吉野学園	北秋田 市	大規模 修繕等	福祉型障害児入所施設 10	54,662	施設入所支援 20	短期入所 4	(特非)障がい者自立生活センター 「ほっと大仙」 グループホーム銀のさじ(仮称)	大仙市	創設	共同生活援助 7	33,500	短期入所 2	(福)水交会 かわみなと寮	大仙市	創設	共同生活援助 10	33,500	短期入所 1	(福)偕行塾 グループホーム東(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 7	24,300	計	/	/	5施設	179,462
設置主体 事業所名	設置 場所	整備 区分	種別・定員(人)	補助額																																					
(福)大館圏域ふくし会 グループホーム矢立育成園 (つくし森C) ショートステイ矢立育成園 (つくし森C)	大館市	創設	共同生活援助 5	33,500																																					
			短期入所 1																																						
(福)県北報公会 大野岱吉野学園	北秋田 市	大規模 修繕等	福祉型障害児入所施設 10	54,662																																					
			施設入所支援 20																																						
			短期入所 4																																						
(特非)障がい者自立生活センター 「ほっと大仙」 グループホーム銀のさじ(仮称)	大仙市	創設	共同生活援助 7	33,500																																					
			短期入所 2																																						
(福)水交会 かわみなと寮	大仙市	創設	共同生活援助 10	33,500																																					
			短期入所 1																																						
(福)偕行塾 グループホーム東(仮称)	湯沢市	創設	共同生活援助 7	24,300																																					
計	/	/	5施設	179,462																																					

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例案の概要

地域・家庭福祉課

1 改正理由

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令（平成30年厚生労働省令第15号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）の一部改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成31年厚生労働省令第15号）の施行により、乳児院等の職員の資格要件について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に置かれる次に掲げる職員の資格要件について所要の規定の整備を行うこととする。

- ① 心理療法担当職員（第17条、第21条、第30条、第43条及び第46条関係）
- ② 母子支援員（第23条関係）
- ③ 児童の遊びを指導する者（第27条関係）
- ④ 児童指導員（第32条関係）
- ⑤ 心理指導担当職員（第35条関係）
- ⑥ 児童自立支援専門員（第48条関係）

(2) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、平成31年4月1日から施行することとする。

新	旧
<p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（短期大学（同法第百八条第二項の大学をいう。以下同じ。）を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（母子支援員の資格要件）</p> <p>第二十三条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法第八十三条の二第一項に規定する専門職大学（以下「専門職大学」という。）の前期課程を修了した者を含む。第二十七条第二項第一号及び第三十二条</p>	<p>第十七条 略</p> <p>2 略</p> <p>4 略</p> <p>5 前項の心理療法担当職員は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学の学部</p> <p>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>（職員）</p> <p>第二十一条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部</p> <p>において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。</p> <p>4 略</p> <p>（母子支援員の資格要件）</p> <p>第二十三条 母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。</p> <p>一 知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者</p>

第一号において同じ。）
二〇五 略

(職員)

第二十七条 略

2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一〇四 略

五 教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第

一項に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者

（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認められたもの

(一) 学校教育法第一条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）又は同条に規定する大学において、社会福祉学、

心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大

学院への入学を認められた者

(二)・(三) 略

(職員)

第三十条 略

2・3 略

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくは

これに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団

二〇五 略

(職員)

第二十七条 略

2 前項の児童の遊びを指導する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一〇四 略

五 学校教育法の規定により、同法第一条

に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

六 次のいずれかに該当する者であつて、児童厚生施設の設置者

（地方公共団体以外の者が設置する児童厚生施設にあつては、知事）が適当と認められたもの

(一) 学校教育法第一条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者

又は同条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する

学科若しくはこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大

学院への入学を認められた者

(二)・(三) 略

(職員)

第三十条 略

2・3 略

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部

において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団

の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 略

(児童指導員の資格要件)

第三十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三 略

四 学校教育法第一条に規定する大学(短期大学を除く。以下この号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学

若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学において、

社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

五 七 略

八 教育職員免許法第二条第一項に規定する幼稚園、小学校、中

学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

九 略

(職員)

第三十五条 略

2 9 略

10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学(短期大学を除く。)において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

5 略

(児童指導員の資格要件)

第三十二条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 三 略

四 学校教育法第一条に規定する大学の学部

若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、

社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第二百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

五 七 略

八 学校教育法の規定により、同法第一条に規定する小学校、中

学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

九 略

(職員)

第三十五条 略

2 9 略

10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(職員)

第四十三条 略

2 略

3 第一項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学 において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 略

(職員)

第四十六条 略

2・3 略

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学（短期大学を除く。以下この項において同じ。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学 において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5 略

(児童自立支援専門員の資格要件)

第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 略

三 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を

第四十三条 略

2 略

3 第一項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部 において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

4 略

(職員)

第四十六条 略

2・3 略

4 前項の心理療法担当職員は、学校教育法第一条に規定する大学の学部 において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、個人及び集団の心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。

5 略

(児童自立支援専門員の資格要件)

第四十八条 児童自立支援専門員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一・二 略

三 知事の指定する児童自立支援専門員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者

含む。)

四 学校教育法第一条に規定する大学（短期大学を除く。以下この号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

五〇七 略

八 教育職員免許法第二条第一項

に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭の免許状を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの

四 学校教育法第一条に規定する大学の学部

若しくは社会学を専修する学科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は同条に規定する大学の学部において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は規則で定める期間の合計が二年以上であるもの

五〇七 略

八 学校教育法の規定により、同法第一条に規定する小学校、中

学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であつて、一年以上児童自立支援事業に従事したもの又は二年以上教員としてその職務に従事したもの